

---

---

本 編

---

---

## 第1部 金融庁の組織及び運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 中央省庁等改革及び金融庁の設置

##### I 中央省庁等改革の経緯

平成9年12月3日、行政改革会議において、中央省庁を1府12省庁とすること等を盛り込んだ「最終報告」が取りまとめられ（資料1-1-1参照）、これを具体化した中央省庁等改革基本法が、平成10年6月9日に成立した（資料1-1-2参照）。

その後、中央省庁等改革推進本部及び同事務局を中心に中央省庁等の再編に向けた作業が進められ、平成11年7月8日に、新府省設置法案等計17本からなる中央省庁等改革関連法が成立し、関係作用法についても同年12月14日に成立した。

関係政令については、平成12年7月の金融庁設置を前に準備が進められ、同年5月30日に閣議決定された。

##### II 金融庁の設置

金融庁は、平成12年7月1日に全体の中央省庁再編に先行して、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、平成13年1月6日の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された（資料1-1-3参照）。

また、中央省庁等改革基本法で、「金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化する」とされたことを受け、専ら金融の観点から各業態横断的に整備されている自己資本比率規制及び大口融資規制に関する検査を金融庁の専管とする等、法令上、所要の措置が講じられた。